

令和5年 第3回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和5年12月26日

愛知中部水道企業団議会

令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 一般質問一覧表 | 3 |
| 議案質疑一覧表 | 5 |

第 1 号 (12月26日)

| | |
|----------------------------|----|
| 議事日程 | 7 |
| 出席議員 | 7 |
| 欠席議員 | 7 |
| 説明のために出席した者の職氏名 | 7 |
| 職務のために出席した職員の職氏名 | 8 |
| 開会の宣告 | 9 |
| 諸般の報告 | 9 |
| 開議の宣告 | 9 |
| 議事日程の報告 | 9 |
| 企業長あいさつ | 10 |
| 議会運営委員会委員長の報告 | 11 |
| 議席の指定 | 12 |
| 会議録署名議員の指名 | 12 |
| 会期の決定 | 12 |
| 愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任について | 12 |
| 一般質問 | 13 |
| 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 26 |
| 企業長あいさつ | 29 |
| 閉会の宣告 | 30 |
| 署名議員 | 31 |

令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月1日

愛知中部水道企業団

企業長 近藤 裕 貴

1 期 日 令和5年12月26日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

| | | | | | | | |
|-----|----|------|----|-----|-----|------|----|
| 1番 | 浅井 | たかお | 議員 | 2番 | 武谷 | としお | 議員 |
| 3番 | 月岡 | 修一 | 議員 | 4番 | ごとう | みき | 議員 |
| 5番 | 水野 | たかはる | 議員 | 6番 | 吉野 | ゆうと | 議員 |
| 7番 | 福安 | 金之助 | 議員 | 8番 | 阿部 | 憲明 | 議員 |
| 9番 | 藤川 | 仁司 | 議員 | 10番 | 川合 | ともゆき | 議員 |
| 11番 | 田崎 | あきひさ | 議員 | 12番 | にしだ | 亮太 | 議員 |
| 14番 | 熊田 | 彰夫 | 議員 | 15番 | 加藤 | 宏明 | 議員 |

不応招議員（1名）

13番 若園 ひでこ 議員

令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

| 発言 順序 | 氏 名 (質問方式) | 一 般 質 問 内 容 |
|----------|------------------|--|
| 1 | ごとう みき (一問一答) | <p>1 県営水道の値上げ案による影響について</p> <p>2 内部留保資金の活用について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 県営水道の値上げ案による影響について</p> <p>(1) 令和5年7月の議会で「愛知県に対し、詳細で具体的な説明を求める」と答弁されています。その結果はどのようなものでしたか。</p> <p>(2) 愛知中部水道企業団をはじめとした受水団体として、愛知県に対して要望をしたり、見解を示したりされましたか。また、その結果はどのようなものでしたか。</p> <p>(3) 現時点で示されている県営水道の値上げ案に対して、愛知中部水道企業団としてはどの程度の影響が想定されますか。</p> <p>2 内部留保資金の活用について</p> <p>令和4年度決算値で、留保資金残高25億910万7853円。第3次アクア・シンフォニー計画の令和4年内部留保資金の見込み16億3800万円よりも約8億7000万円の内部留保資金が増額していることとなります。</p> <p>県営水道の値上げが実施された場合の対応として、この財源は活用できませんか。</p> |
| 2 | 浅井 たかお (一問一答) | <p>水道料金について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>新聞報道にもあるように、県水の値上げが現実のものとなってきました。諸物価高騰の中で、一般利用者からは、中部水道企業団の水道料金も値上げされるのではないかと、との声も出てきていますので、この件に関する今後の対応</p> |

| 発言 順序 | 氏 名 (質問方式) | 一 般 質 問 内 容 |
|----------|------------------|---|
| 2 | 浅井 たかお (一問一答) | <p>について伺います。</p> <p>1. 県水の値上げ内容及び企業団運営への影響と対策について</p> <p>2. 水道料金審議会について</p> <p>①委員は、どのように選考するのか。</p> <p>②一般利用者から委員の公募はしないのか。</p> <p>③「水道料金に関する重要事項」について、何をどのように審議するのか。</p> <p>④審議の過程で、一般利用者の意見はどのように反映させるのか。</p> <p>⑤審議の経過は、どのように公開、周知するのか。</p> |

令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

| 議案 番号 | 氏 名 | 議 案 質 疑 内 容 |
|------------|--------|---|
| 議案 第10号 | ごとう みき | <p>議案第10号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>給与改定は、物価高騰の影響額に対して十分か。</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 令和5年人事院勧告は、月例給と賞与の引上げとなっています。</p> <p>本条例改正と合わせて、期末手当などの引上げは実施されますか。</p> <p>2 物価高の影響を賄える給与改定となりますか。</p> <p>今回の条例改正に対する正規職員の影響額はどのようでしょうか。</p> <p>また、会計年度任用職員はどうでしょうか。</p> <p>3 条例改正により、初任給の改正額はどのようになりますか。</p> <p>また、愛知県の最低賃金は時給1,027円ですが、高卒初任給を時給換算するといくらになりますか。</p> |

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議事日程

令和5年12月26日午後2時00分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任について
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 議案第10号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 浅井 たかお 議員 | 2番 | 武谷 としお 議員 |
| 3番 | 月岡 修一 議員 | 4番 | ごとう みき 議員 |
| 5番 | 水野 たかはる 議員 | 6番 | 吉野 ゆうと 議員 |
| 7番 | 福安 金之助 議員 | 8番 | 阿部 憲明 議員 |
| 9番 | 藤川 仁司 議員 | 10番 | 川合 ともゆき 議員 |
| 11番 | 田崎 あきひさ 議員 | 12番 | にしだ 亮太 議員 |
| 14番 | 熊田 彰夫 議員 | 15番 | 加藤 宏明 議員 |

欠席議員（1名）

- 13番 若園 ひでこ 議員

説明のために出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 企業長 | 近藤 裕貴 君 | 副企業長 | 小浮 正典 君 |
| 副企業長 | 小山 祐 君 | 副企業長 | 佐藤 有美 君 |
| 副企業長 | 井俣 憲治 君 | 局長 | 小島 千明 君 |
| 次長（総括） | 高津 桂一 君 | 次長（管理） | 山田 紀夫 君 |

| | | | |
|----------|--------|--------|-------|
| 次長（営業） | 近藤隆徳君 | 次長（技術） | 谷澤英一君 |
| 専門監兼建設課長 | 鈴木由紀夫君 | 総務課長 | 上村知由君 |
| 経営企画課長 | 白井淳君 | 事業推進室長 | 川本弘直君 |

職務のために出席した職員の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|---------------|-------|
| 議会事務部長 書記 | 山田浩司君 | 総務課課長補佐 | 三宅徹君 |
| 管財検査課課長補佐 | 春日井希美君 | 豊明市下水道課長 | 外山紀元君 |
| 日進市下水道課長 | 石原直樹君 | みよし市 下水道課長 | 原田恭光君 |
| 長久手市長 下水道課長 | 丸山賢一君 | 東郷町下水道課長 | 中川正康君 |

◎開会の宣告

○副議長（水野たかはる議員） 令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言、挨拶を申し上げます。

本日の定例会ですが、若園議長が欠席の旨の御連絡をいただきましたので、私、副議長、水野が本日の代行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての1議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力お願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は14名で、議員定足数に達しております。よって、令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしますので、これより開会いたします。

(午後 2時00分)

◎諸般の報告

○副議長（水野たかはる議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員より、令和5年度6月分から10月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付させていただいております。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

◎開議の宣告

○副議長（水野たかはる議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（水野たかはる議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めさせていただきます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○副議長（水野たかはる議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 皆様、こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和5年も残り僅かとなりましたが、今年を振り返りますと、今年の夏は世界的に見ても、国連のグテーレス事務総長が地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来したと危機感を訴えられているように、世界各地で異常気象となっております。

国内においても、全国各地で観測史上最高となる気温を更新し、名古屋地方気象台では統計以来最も遅い猛暑日を記録するなど、暑い夏となりました。一般的には、夏場になると1日当たりの配水量が多くなる傾向にあり、本企業団では、例年、夏場のピーク時に配水量を県営水道の契約水量内に収めるように苦労して調整することが数日ありましたが、今年の夏はこの暑さにもかかわらず全く調整を行いませんでした。

これは本企業団を取り巻く環境の変化を表しており、水需要の減少は思っている以上に加速している状況であると推測をいたしております。コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類へと変更され、巣ごもり需要がなくなる一方で、大口使用者を始めとする業務営業用水の増加を期待しておりましたが、増えていないという状況となっております。

このように、節水機器の普及に加え生活スタイルなどが変化する中、本企業団は水道サービスの質を維持しながら、未来を見据えた長期的な視点で、安全な水供給の確保、強靱な水道システム、お客様の信頼を柱に事業を支える基盤の強化を図り、持続可能な水道を構築する必要があります。これまで以上に水需要の動向を注視してまいります。

さて、今年度の各種事業につきましては、現在、計画に沿って順調に進んでいるものの、経営面につきましては、主要財源でございます料金収入につきましては、先ほど申し上げましたとおりの状況により、予算を下回るというふうに見込んでおります。

本日、定例会で御審議いただきます案件は、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基

準に関する条例の一部を改正する条例についての1件でございます。

慎重なる御審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（水野たかはる議員） ありがとうございます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○副議長（水野たかはる議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

8番、阿部憲明議会運営副委員長。

○議会運営委員会副委員長（阿部憲明議員） 現在、議会運営委員会の委員長が欠けておりますので、議会運営委員会条例第9条の規定に基づき、私、副委員長が議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、12月1日午後4時及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。12月1日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみ御報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたします。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第10号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての1件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で2名、議案質疑につきましては1名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内とし、質疑回数同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○副議長（水野たかはる議員） ありがとうございます。

◎議席の指定

○副議長（水野たかはる議員） 日程第3、議席の指定を行います。

長久手市の臨時会におかれまして、議会議員の補欠選挙が行われたことに伴い、今回新たに選出されました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席番号を事務局職員に朗読させます。

○議会事務部局書記長（山田浩司君） 今回、1名の議員の方の改選がございましたので、その議席番号とお名前を朗読いたします。

11番、田崎あきひさ議員。

以上でございます。

○副議長（水野たかはる議員） ありがとうございます。

ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（水野たかはる議員） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、4番、ごとうみき議員及び14番、熊田彰夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（水野たかはる議員） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水野たかはる議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任について

○副議長（水野たかはる議員） 日程第6、愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

このたびの議会議員の改選に伴い、定数に不足している議会運営委員会の委員の選任につ

きましては、あらかじめ協議いたしました結果により指名することといたします。

事務局職員に委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局書記長（山田浩司君） 議会運営委員会の委員のお名前を朗読いたします。

11番、田崎あきひさ議員。

以上でございます。

○副議長（水野たかはる議員） ありがとうございます。

お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり指名いたしたいが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水野たかはる議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま事務局の朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

このたびの議会議員の改正に伴い、不在となっております議会運営委員会の委員長を互選するため、この際、暫時休憩といたしたいが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水野たかはる議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまより暫時休憩いたします。

（午後 2時11分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○副議長（水野たかはる議員） 休憩前に引き続き、会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長、田崎あきひさ議員。

以上のとおりでございます。

ただいま互選されました委員長には、御苦労さまでございますが、よろしく願いいたします。

◎一般質問

○副議長（水野たかはる議員） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず初めに、4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 4番、ごとうみきです。それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず、愛知県営水道の値上げ案が出されていますが、この影響についてです。

令和5年7月の議会で、私がこの問題を取り上げたときの御答弁で、愛知県に対し、詳細で具体的な説明を求めると答弁されています。その結果はどのようなものでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

10月13日に開催された県営水道の説明会では、燃料費高騰に伴って電気料金が値上がりした影響などで経営が悪化しているとの要因により、初めて県水の値上げ幅、値上げのスケジュールの説明を受けました。

料金改定の内容につきましては、平均改定率5.6%とし、基本料金は据え置き、使用料金を現行の1立方メートル当たり26円を令和6年10月から28円、令和8年4月から32円と2段階で引き上げを行うというものでございました。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。燃料高騰によってというのが理由のようですが、この間、物価高騰に対しては、国は補助金や支援金を出しています。県営水道の説明では、電気料金の値上げ等の影響で経営が悪化とのことですが、国や県の補助金などの活用はなかったのでしょうか。また、これらの補助金を活用しても経営悪化なのでしょうか。この経営悪化の具体的な説明はあったのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 県や国からの補助金などの活用についての説明はございませんでした。また、経営悪化の具体的な説明といたしましては、10月の説明会では、2023年度の決算見込みで約4億円の損失が見込まれるとの説明でございました。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。4億円の損失とのことですが、実際に、しかし、令和4年度、2022年度愛知県水道企業会計の決算を見ますと、当年度未処分利

益剰余金は56億円以上となっています。経営収支比率も101%を超えています。これらの財政規模からも、来年度から値上げをしないといけないというような財政悪化が続いているのかということをおは疑問に感じます。

また、県営水道は値上げですが、工業用水は据置きとの報道もありました。電気料金の値上げが理由なら、なぜ県営水道だけが値上げなのか、その説明はあったのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 愛知県企業庁の説明では、工業用水の据置きについて具体的な説明はございませんでした。また、県営水道につきましては、費用に占める電気料金の割合が高く、影響が大きいための説明がございました。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ちょっと納得ができないんですけど、もう一つ質問いたします。

令和6年10月から1立方メートル2円値上げ、そして、令和8年4月から1立方メートル6円値上げと2段階で引き上げるということですが、これはどうしてか、詳しい説明はありましたか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 県民生活や受水団体へ急激な影響を及ぼさないよう緩和を図り、改定率をできるだけ抑えるために2段階で料金改定を行うとの説明がございました。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。この改定率を抑えなければいけないというような認識は県企業庁も持っているんだというふうな今の答弁から私は受け止めました。

それでは、愛知中部水道企業団を始めとした受水団体として、愛知県に対して要望をしたり、見解を示されたりされたのでしょうか。また、その結果はどのようでしたでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 本企业団が所属する愛知県営水道受水団体協議会連絡会が、愛知県営水道の料金改定に係る要望書として取りまとめ、先月、連絡会会長市が愛知県企業庁長に対して要望を行いました。要望書の内容といたしましては、電気料金の動向についてはピーク時に比べ下落傾向にあること、市町の水道料金の改定には2年以上の期間を要すること、県営水道の値上げは水道事業者を通じて住民に負担を求めていくことなどを含んだも

のとなっております。

要望書提出後、愛知県企業庁から、料金改定の条例案を2月議会で上程する予定をしているため、受水団体に対しては料金改定を理解してもらえるように再度説明会を行うと、連絡会を通じて報告がございました。12月11日に再度企業庁から本企業団に説明がございましたが、10月の説明で示したとおりのスケジュールで御理解いただきたいとの内容でございました。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。御理解いただきたいということでしたけど、私は今の説明を聞いて理解はできません。この要望書が指摘している3点、大事だと思うんです。電気料金はピーク時に比べて下落傾向であること、また、市町の水道料金の改定は2年以上かかるということ、そして県営水道の値上げは住民に負担を求めていくことになることが含まれるというこの点は大事だと思います。私たちにとって、水道料金の改定がある場合は、改定するかもどうかも含めて本当に慎重に進めなければなりませんし、審議会や条例改正、住民の皆さんへの周知期間も必要です。

水道料金の改定に2年以上の期間を要する、このことを県企業庁は知らなかったのでしょうか。知っていたなら、どうして今、来年度からの値上げ案を提示されるのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 愛知県企業庁が受水団体の改定に要する期間についていつ知ったかは把握はできておりませんが、9月12日に愛知県市長会から提出された要望書には、受水団体の状況が記載されてございます。また、10月の説明では、今後4年間の資金残高の減少が見込まれるため、来年度からの対応が必要であるとの経営判断に至ったとの説明がございました。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 水道は住民にとって、必需的な公的サービスを提供する公共事業だと考えます。経営判断には、経営状況だけでなく、県民の暮らし、住民の暮らしをどう支えるのかという点が不可欠です。県水の値上げは直接住民の負担増につながる可能性がある、このことを愛知県や愛知県企業庁は知っているのでしょうか。若しくは、受水団体がやりくりをして捻出できるとも思っているのでしょうか。何度も説明があったとのことですが、県

や県企業庁の見解はどのようでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 県水の値上げの影響につきましては、これまでに提出された要望書等により御理解していただいているものと考えております。また、繰り返しにはなりますが、値上げによる県民生活や受水団体への急激な影響を及ぼさないよう緩和を図り、改定率をできるだけ抑えるために1段目の値上げを抑えたものとしているとの説明がございました。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 一気に値上げをしてはいけないというぐらい、やはり県民生活は回復していない、県民生活はまだまだ厳しい状況になるということは、そこまでは理解をいただいているのかなというふうに思います。

そして、今、県や国は物価高騰対策として、低所得者層を中心に経済支援、支援策を現在も行っている最中です。このように、物価高騰の中、生活を守るためには支援が必要だから今も続けてやっています。仮に水道料金が値上げとなると、この立場と矛盾しないのでしょうか。

水道水はどんな人にとっても生きていく上で欠かせないものです。県営水道の値上げが住民負担につながった場合、今以上に生活が厳しくなる人がいる。そして、節約など、入浴の回数を減らさざるを得ない人がいるということ痛みを感じないのでしょうか。

県企業庁が御理解いただきたいと言っても、私は理解できません。是非この声を県企業庁に伝えてください。

続きまして、現時点で示されている県営水道の値上げ案に対し、私たち愛知中部水道企業団としてはどの程度の影響が想定されるのか、お願いいたします。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 令和4年度決算の県営水道受水量、こちらが約3,400万立方メートルを基に影響額を算定いたしますと、令和6年度が約3,400万円、令和7年度が約6,800万円、令和8年度以降が年間約2億400万円の費用が増すと想定しております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） これらの費用負担の増加に対しては、国、県、そして市町からの財源補てんなどは考えられるのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 水道事業は独立採算を基本としておりますので、県営水道の値上げによる費用負担増額に対する財源補てんはございません。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 各自治体には、国からの物価高騰対策に対する補助金なども入ってきています。国の補助金を使って給食費の負担軽減をしたり、公共施設や福祉施設での電気代高騰分を補てんしたり、実際にしています。今回の県営水道の値上げを、補てんをどうするのか、単に利用者への負担に転嫁するのではなく、住民生活を守る、この視点に立って構成市町でしっかりと御協議していただきたいと思います。

その上で、次の質問ですけど、愛知中部水道企業団の内部留保資金の活用で補てん分を賄えないかとお聞きします。令和4年度決算値で、留保資金の残高が25億910万7,853円、これ第3次アクア・シンフォニー計画の令和4年度内部留保資金の見込み16億3,800万円よりも約8億7,000万円の内部留保資金が増額していることとなります。計画値より多い内部留保資金があるということです。

県営水道の値上げが実施された場合の対応として、この財源を活用できないでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 第3次アクア・シンフォニー計画との差の内部留保資金につきましては、翌年度へ繰り越された工事や物価上昇等による費用増へ対応するための財源となりますので、内部留保資金を活用して県営水道の値上げに対応することは現状では難しいと考えております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 内部留保資金は物価上昇等による費用増への対応とのことですが、物価上昇の影響で年間どれぐらいの支出が増えるのですか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 内部留保資金は水道施設の更新を行っていくための主要財源となります。物価上昇の影響を管路工事で申し上げますと、設計金額では、第2次水道施設

整備計画がスタートした令和3年度から令和5年度までの2年間で約16%上昇しております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。先ほど御答弁がありました。内部留保資金は物価上昇等による費用の増へ対応する財源なんですよ。考え方として、工事費以外の県水の購入費増加分に使っても問題はありませぬよ。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 内部留保資金は、先ほども申し上げましたが、水道施設の更新を行っていくための主要財源であることから、県水の購入費増加分で内部留保資金を減らしてしまいますと、更新を行っていく財源も減ってしまうため、内部留保資金を県水の購入費増加分に使うことは難しいと考えております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） しかし、令和4年度決算時点で25億円以上の内部留保資金があることも事実です。物価上昇の影響で工事費等が16%増となったとしても、県営水道の値上げ分を加味しても、私が単純計算をしたところで、あと4、5年は内部留保資金は保たれるのではないのでしょうか。この間にしっかりと議論をし、国や県、構成市町からの補助金も検討し、新たな財源確保を行えるよう検討していただきますよう、意見として申し上げます。

そして何より、地方公営企業法第3条には、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと明記されています。公共の福祉を増進する、この視点に立てば、今、物価高騰の影響で住民生活が疲弊している中で新たな住民負担をすべきではないと、このことを強く申し上げて私の一般質問を終わります。

○副議長（水野たかはる議員） これにて、4番、ごとうみき議員の一般質問を終わります。

次に、1番、浅井たかお議員の発言を許します。

○1番（浅井たかお議員） まず、県水の値上げの内容及び企業団運営への影響と対策について質問します。

10月12日の中日新聞に、水道使用料2段階値上げ案、県企業庁が来年10月と2026年4月の2回に分け、計5.6%引き上げるという記事が載りました。金額については、

基本料金は据え置くが、1立方メートル当たり26円使用料を28円に、2026年4月1日からは更に4円引上げ32円に、段階的に引き上げ、来年10月は1立方メートル当たり26円から計6円引き上げる案を県議会、経済労働委員会で明らかにしました。

6円上がると値上げ率は約23%となります。令和4年度に企業団が県水から買った金額は約24億円です。このたび26円から32円に値上がりすると、この約24億円に幾らの上乗せになりますでしょうか。先ほど御説明があったかもしれないですけど、ちょっと聞き取りができなくて、重複になるかもしれませんが、御説明をお願いします。

○副議長（水野たかはる議員） それでは、浅井議員の質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 改めまして、県営水道に係る企業団としての影響額を御説明させていただきます。

令和4年度決算の県営水道の受水量は約3,400万立方メートルを基に影響額を算定いたしますと、令和6年度が約3,400万円、令和7年度が約6,800万円、令和8年度以降は年間約2億400万円の費用が増すと想定しております。

以上でございます。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） いずれにしても相当な負担増となりますが、安易に水道料金に転嫁しないように企業団は経営努力に取り組む必要があると思います。

次に、2つ目、企業団としてはどのようなコストの削減を考えておられますか。

○副議長（水野たかはる議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 県営水道の値上げ分につきましては、今後、料金審議会の方、こちらの方で御審議いただく予定でございます。

以上でございます。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 中部水道企業団は令和3年6月1日に入札契約制度を改正されましたが、水道施設工事の5,000万円から7,000万円が企業団管内に限定するように改正されました。この改正で、コスト削減の点で何か成果が上がっておられますか。

○副議長（水野たかはる議員） 答弁者、高津次長。

○次長（総括）（高津桂一君） 総括次長の高津です。

私の方から、入札の改正、5,000万円から7,000万円に改正した件ですが、これは大規模、大きな工事によって、メーター当たりの単価が安くなっておりますので、

こちらでコスト削減できたと思います。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 今後、更に競争性を高め、落札率を下げっていくため、一般競争入札を行う工事を拡大することは考えておられませんか。

○副議長（水野たかはる議員） 答弁者、高津次長。

○次長（総括）（高津桂一君） 現在のところ、地元に対する7,000万の金額の上限は、改正することは考えておりません。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 入札方法を工夫するだけでもコスト削減の効果が出ると考えられます。今後、さらなる研究をお願いします。

次に、人件費について、豊明市での役職級の割合は、6級以上の課長級以上の方が9.6%、4級以上の係長級以上の方は33.6%、一方、企業団での割合は、6級以上の方は17.5%、4級以上の方は62.9%と、豊明市より管理職の割合が多く、半数以上が中間管理職となっています。給与は同じで、据置きしながら等級を見直すだけでもかなりのコスト削減に影響があると思われませんが、そういった人事制度の見直しはされていないのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 人事、給与の制度の見直しにつきましては、令和元年に職務給の見直しをさせていただきましたので、それ以降につきましては特に見直しは考えておりません。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 次に、2つ目、水道料金審議会について御質問します。各議会に通達して、審議会設置の準備をしているところだと思いますが、どのように進めるのかをお聞きしたく、質問します。

1点目、この水道審議会の委員はどのように選考されるのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 局長の小島です。

料金審議会についてお答えをいたします。委員の選考につきましては、愛知中部水道企業

団水道料金審議会の設置及び運営に関する条例第4条第2項の規定に基づき、構成市町の議会議員から5名、それから公共的団体の代表から3名、それから知識経験を有するものとして2名の方をお願いする予定でございます。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 先ほどの委員は誰がどのように決めるのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） まず、第4条の第2項第1号に、企業団構成市町の議会議員につきましては正副企業長と御相談いたしまして、市民の一般利用者の代表ということでお願いをさせていただきます。また、公共的団体の代表者につきましては、過去の実績ですとか、他市の同種の審議会等を参考に選考しております。また、知識経験者につきましては、水道事業経営の経験者、また、会計の専門家等、過去の実績等を勘案し、選考しております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 2点目、一般の利用者の公募は検討されなかったのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 2点目の一般利用者の公募につきましては、1点目でお答えしたとおり、条例に基づく選考のため、一般利用者からの公募は検討しておりません。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 今回、水道料金審議会の準備を進めているところですが、その際に一般利用者の公募の項目を入れる条例改正の検討はしなかったのでしょうか。水道料金については、市民生活に大きく関わることだと思いますが、なぜ検討していないのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 一般利用者の選考につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、構成市町の議会議員を一般利用者の代表として考えております。議員は、市、町民の選挙で選ばれた代表でございますので、その代表の議長の方をお願いするというものでございます。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 審議会の委員に議員が5名も入っています。以前より、地方分権

の観点から自治体の附属機関の委員から議員は除外されてきております。判例でも、附属機関の構成員に議会の議員を加えることは違法ではないが、適当ではないとしています。いまだにそのような議員を入れては時代にそぐわないと思います。

住民の直接参加を推進するためにも、議員が審議会の委員になることはできるだけ慎重、一般市民を入れていくべきと考えるが、この点についてはどのように考えておられますか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 議員を選任することにつきましては、議員の専門的な知識ですとか、また、市民の代表としてのお立場、それから審議の際のリーダーシップ等を勘案いたしますと、やはり欠くことのできない存在であると考えております。私ども、市町と違ひまして一部事務組合でございますので、本企業団の議員以外であれば議決機関と、それから執行機関との分立の趣旨に反していないかなというふうに考えておりますが、今後におきましては、時代に即した審議会の在り方も含めて研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） ありがとうございます。お願いいたします。

3点目、愛知中部水道企業団水道料金審議会の設置及び運営に関する条例の第3条に、水道料金に関する重要事項を審議するとありますが、何をどのように審議するのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 3点目の水道料金に関する重要事項についてでございますが、企業長の諮問に基づき審議を行っていくという予定でございます。まだ審議会が設置されておらず、諮問が行われておりませんので、具体的な内容につきましてはお答えすることはできませんが、一般的には水道事業における適正な建設投資と、その財源となる水道料金収入につきまして、今後の見通しを踏まえ、審議をいただくものと考えております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 議題については誰がどのように決めるのでしょうか。テーマについては誰がどのように決めるのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 議題につきましては、事務局の方で用意させていただき予定でございます。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 審議会では、先ほど私が質問した企業団としての経営努力、入札制度や人事制度など、そういったコスト削減の方策などについても、しっかり審議されますでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 経営努力ですとか、そういったものにつきましても、当然、審議会の審議内容に含みますので、審議させていただく予定でございます。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、次に、4点目、審議の過程で、一般の利用者からの意見はどのように反映させるのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 4点目の一般利用者の意見の反映でございますけれども、審議会の委員につきましては、条例に基づき、一般利用者に近い、構成市町の議会議員ですとか、また、公共的団体から委員を選考しております。従いまして、豊富で幅広い見識とともに御意見をいただけるものというふうに考えております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 審議の過程において、一般利用者に対してアンケートを取ったり、グループインタビューなどで聞き取りはしないのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 具体的な内容につきましてはまだ決まっておりませんが、本企業団の議会の方でも過去に様々な水道料金に関する御質問ですとか、また御提案をいただいておりますし、また、日々の業務の中でいただいているお客様からの御意見、御要望等につきましても、今後、分析、また掘り起こししながら、今後の参考にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 5点目、審議の経過はどのように公開、周知をするのでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 5点目の審議経過の公開、周知についてでございますが、審議の公開、周知の方法につきましては、条例やその他、特段の定めがございませんので、第1回の審議会の際に公開等の方法について御審議をいただく予定でございます。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは、水道料金審議会が開かれる日程など、一般利用者に対して事前に知らせるために、ホームページや広報などで事前に周知は行いますか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 公開等のイメージといたしましては、会議が終わりましたら議事録の概要版を作成して、ホームページの掲載を考えておりますし、また、会議日程につきましても、現在、そういったものも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 今の答弁だったんですけど、私は事前ということだったんですね。開かれる日程などを事前に知らせますかということだったんですけど、それは事前ということと解釈してよろしいでしょうか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 先ほど御答弁させていただきましたが、それも含めて検討させていただきたいと思っております。今現在は決まっております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 今までお聞きして、水道料金審議会は一般市民を入れずに、ほぼ密室で決めてしまうのではないかと感じました。審議の内容についてもまだ決めていないので分からない、市民からの意見もその際には聞かない、事前の周知も検討ということで、公開、非公開も分からない。それではいけないと思っております。

水道料金に関する内容は、市民生活においてかなりの影響がある内容をほとんど密室で決めるというのはいかかなものかと考えます。広く市民に知らせて、もっと意見を聞くべきだと考えますが、企業団としてはどのように考えていますか。

○副議長（水野たかはる議員） 小島局長。

○局長（小島千明君） 先ほどの議員の御指摘も踏まえて、今後、審議会の在り方、また市民からの意見の聞き方につきまして、今後検討していきたいと考えています。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 水道料金は多くの利用者に影響を及ぼすものです。しっかり周知をして、公開で多くの方から意見を聞くということをお願いして、一般質問を終わります。

○副議長（水野たかはる議員） これにて、1番、浅井たかお議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（水野たかはる議員） 日程第8、議案第10号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

議案第10号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて本企业団職員の給与に関して改めるものでございます。

改正内容といたしましては、別表第一及び別表第二に定めております企業職給料表一及び企業職給料表二につきまして、国に準じて改めるもので、給料月額を1,000円から1万700円、全体平均で約0.9%引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、別表給料表の改正規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（水野たかはる議員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

議案第10号について、質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、通告に従い、質疑いたします。

まず1点目、令和5年人事院勧告は月例給与と賞与の引上げとなっています。本条例改正は、月額給与の引上げですが、本条例改正と合わせて、期末手当などの引上げは実施されるでしょうか。

2点目、今回の引上げは物価高騰の影響を賄える給与改定となっているのでしょうか。今回の条例改正に対する正規職員の影響額はどのようでしょうか。また、会計年度任用職員はどうでしょうか。

続きまして、条例改正により初任給の改正額はどのようになるのでしょうか。昨今、官製ワーキングプアという言葉も出てきています。愛知県の最低賃金は時給1,027円ですが、高卒初任給を時給換算すると幾らになりますか。お願いします。

○副議長（水野たかはる議員） 答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

初めに、1項目目、本条例改正と合わせて期末手当などの引上げが実施されるかについてでございますが、期末手当及び勤勉手当におきましても、規則改正により人事院勧告に準じた引上げを実施する予定でございます。

次に、2項目目、物価高の影響を賄えるのかと職員の影響額についてでございますが、人事院勧告は民間給与を参考に決定されるものとなっておりますが、物価高の影響を賄えるかどうかにつきましては、本企業団では分かりかねます。なお、本企業団での影響額につきましては、期末・勤勉手当を含めまして、それぞれ1人当たり、正規職員では年間平均で10万597円の増額、会計年度任用職員では年間平均で13万6,091円の増額となっております。

最後、3項目目、条例改正後の初任給の額につきましては、大卒初任給が19万1,700円から20万2,400円となり、1万700円の増額、高校卒の初任給が15万8,900円から17万900円となり、1万2,000円の増額となります。また、高校卒の初任給を時給換算いたしますと1,093円となります。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。それでは、3点お願いいたします。

まず1点目、今回の増額の改定、月例給与とボーナスとのことですが、愛知中部水道企業団としての総額での影響額はどのようでしょうか。そして、今議会において、増額の補正予算の計上はされていませんが、この増額分はいつ支払われるのでしょうか。

2点目、初任給に関して、上がるということは分かりましたが、これ、初任給に関しても民間の格差は是正されるのでしょうか。大卒、短大卒、高卒、それぞれでお願いいたします。

そして、3点目、この内容で職員組合との合意は得られたのでしょうか、お願いします。

○副議長（水野たかはる議員） 再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 初めに、再質問の1点目、今回の増額改定による総額での影響額及び増加分がいつ支給されるかについてでございますが、今回の改正による手当を含めた影響額は、年間総額で約720万円の増額を見込んでおり、当初予算額の範囲内で対応可能であることから、本議案が可決されましたら速やかに増額分の支払を行います。

次に、2点目、初任給に関して、民間格差が是正されるかについてでございますが、人事院により公表されております令和5年職種別民間給与実態調査において、大卒、短大卒、高卒ともに民間より低い水準ではございますが、今回の改正により、民間企業との格差は縮まるものと考えております。

最後、3点目、労働組合との合意につきましては、令和5年11月9日に合意を得ております。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） これにて、4番、ごとうみき議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水野たかはる議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 賛成の立場で討論いたします。

今回、会計年度任用職員含めて全ての職員の給与値上げであり、賛成いたします。

ただ、議案質疑の中で、初任給に関してはまだ不十分であり、民間より初任給が低い水準であるということも分かりました。特に、現代は高校卒業時に多額の奨学金を背負って社会に出る若者も多くいます。引き続き、初任給を引き上げることが必要です。

また、奨学金返済の支援など、独自策を始めている自治体や団体、企業などもあります。本企業団としてもより安心して働くスタートが切れるよう、新任職員への制度拡充など検討すべきだと申し上げて討論といたします。

以上です。

○副議長（水野たかはる議員） 次に、反対討論を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水野たかはる議員） 討論ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（水野たかはる議員） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水野たかはる議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○副議長（水野たかはる議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、提出をさせていただきました議案につきまして、慎重なる御審議を賜り、原案どおり御議決をいただきました。誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本企業団の使命は安全で安心な水を安定的に供給することでありまして、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるような取組を今後も積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の一層の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

さて、今年も残るところあと僅かとなりました。何かとお忙しい時節柄でございます。現在、季節性のインフルエンザなどが流行いたしておりまして、これから寒さも一段と厳しく

なっておりまゐります。議員の皆様におかれましては十分御自愛をいただき、ますます御活躍されますよう御期待を申し上げます。

新しい年が皆様にとってすばらしい年となりますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。よいお年をお迎えください。

○副議長（水野たかはる議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○副議長（水野たかはる議員） 本日は、大変慎重な御審議を賜り、ありがとうございました。

本年も残すところ僅かとなりました。皆様方には、本年もお世話になり、心より感謝申し上げます。来年も、執行機関と議会が力を合わせ、みんなに気持ちいい水道の実現に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、寒さも一段と厳しい季節ではございますが、皆様方には十分に御自愛いただき、よいお年をお迎えください。

それでは、これもちまして、令和5年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時59分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年 12月 26日

副 議 長 水 野 たかはる

署 名 議 員 ご と う み き

署 名 議 員 熊 田 彰 夫